

国の出先機関原則廃止に関する意見書

国においては、平成２２年６月に「国の出先機関の原則廃止」などを掲げた「地域主権戦略大綱」、更には同年１２月に「アクション・プラン」を閣議決定し、出先機関の事務・権限の地方移譲について議論が進められており、平成２６年度中には移譲が行われることを目指すとされている。

地域主権改革の柱とされる「国の出先機関の原則廃止」は、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるという「補完性の原則」の下に、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするものであり、その意義を評価するものである。

昨年、我が国を襲った東日本大震災では、従前の地域防災計画や復旧・復興対策が想定しなかった事態に陥ったが、このような状況下で、国土交通省の出先機関が、国の直轄的な立場で迅速かつ機敏に対応し、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。これは、出先機関が平常時から所管地域の状況を把握し熟知していたことと、今日までの歴史の中で培われた高度な技術力とノウハウの賜物である。本市にとっても、大正７年に現在の日光砂防事務所の前身である内務省東京第一土木出張所、稲荷川工場が設置され、稲荷川において国直轄の砂防事業が着手されて以来、昔から住民の脅威となっていた大規模な土砂災害への対策工事が進められ、地域住民の安全で安心な生活が守られている。

また、本市は、世界文化遺産に登録された日光の社寺などを抱える世界的な国際観光都市であり、国内外から約１千万人を超える観光客が訪れることから、こうした歴史的資産や観光客の安全確保対策としても、引き続き砂防事業の推進が必要不可欠なところである。

東日本大震災以前の「アクション・プラン」に基づき、一律に国の出先機関を安易に廃止してしまうことは、今後、災害が発生した際の防災対策における大きな不安材料である。したがって、大規模災害などの緊急時において適正に機能しうる国の出先機関は、基礎自治体の災害応急対策に大きな影響があるため、出先機関の事務・権限移譲、廃止を拙速に推し進めることのないよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年６月２０日

栃木県日光市議会

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・国土交通大臣・総務大臣 あて